

(2) 人員体制

- 会員団体として、政府機関やNGO団体を含め 254 の組織があり、1,041 人の会員がいる。

3. 財政的援助以外の援助について

(1) 連邦政府及び州政府からの援助

- 研修会や協議会といった会議を開催するに当たって、会議で使用する資料を提供してもらったり、司法長官に出席してもらうなどの技術的後方支援的な援助を受けている。

(2) 自助グループ等犯罪被害者自身による活動に対する援助・連携協力

- 電話、郵便、メールなどの方法により、被害者の精神的安定に関する援助を行っている。支援を受けるためにはどこに行けばいいのかといった情報提供を行っている。
- 自助グループの立ち上げに関するアドバイスを行うとともに、被害者支援に関する一般の人々の意識を高めるため、自団体だけでなく、他団体に関する活動内容についても広報するなどしている。このように他団体を育て、団体相互のパートナーシップを構築することが「協会」の役割だと考える。
- 被害者への直接的支援は減った。公共政策を提言したり、支援団体におけるリーダーシップを発揮するのが役割になりつつある。例えば、被害者権利週間を月間にするように提言したり、連邦議会議員の圧力により、本来であれば支援プログラムのためのOVCの被害者基金のうちからいくらかを全く違う政策の財源として使おうとしたことがあった際に、ロビー活動を行って基金を守るための活動をした。
- NOVAの主な活動は、全国会議の開催、クライシスレスポンスチームの育成、支援者の認定システムの3つに集約される。

3 ニューヨーク州犯罪被害者委員会 (CVB : Crime Victims Board)

1. 民間支援団体に対し財政的援助を行う際のガイドラインについて

(1) ガイドラインの概要、評価体制

- 厳しいガイドラインを設け、プログラムのパフォーマンスと費用の評価を実施している。コミュニティーの被害者のニーズに応じた適切な支援プログラムに援助をしている。約 200 件のプログラムに援助を行っている。
- CVBにはプログラムへの助成を担当する職員が2人おり、実際に現地に赴き活動している状況を把握した上で援助の有無に関する評価を行っている。中には、州議会議員から議員の地元の支援団体が行うプログラムに援助するよう圧力を受けることもあるが、プログラムの援助については、連邦政府から援助を受けており、適切なプロ

グラムに適切な財源を配分しないと次回から州政府自体が連邦政府からの援助を受けられなくなるため、適切に財源を配分している。

(2) 申請手続

- 政府機関やNPO団体が、プログラムに関して援助を得ようとする際には、必ずCVBが規定する統一の申請様式によって申請を行う必要がある。また、被害者個人が補償を受けようとする場合にも、統一の申請様式によって申請を行う必要がある。申請はオンライン上で行うことも可能であり、社会保障番号などを入力する必要がある。統一の申請様式により、被害者やプログラムに関する情報を一括してコンピューターで管理することが可能になった。

(3) 金銭的援助の基準

- 民間被害者支援提供者への金銭的援助の基準はVOCAのプログラム・ガイドラインに規定されている。これらのガイドラインは、米国司法省内のOVCが運営し、州の受益者及び連邦資金を二次的に受け取っている民間支援プログラムに関する有資格基準を示しており、有資格者とみなされるためには次の要件を満たさなければならない。
 - (a) 被害者にサービスを提供している公共的又は非営利団体であること。
 - (b) 被害者に対して効果的にサービスを提供している実績があること。
 - (c) サービスの実績がなければ、資金援助の25～50%は連邦政府以外の源泉から来ることを示さなければならない。
 - (d) それぞれのプログラムは各VOCAプロジェクトの全体コストの20%相当は負担しなければならない。
 - (e) ボランティアを使わなければならない。
 - (f) 犯罪被害者を助けるためのコミュニティーの努力を促進しなければならない。
 - (g) 被害者の補償給付金申請を助けなければならない。
 - (h) 連邦政府の助成金規制ルールを遵守しなければならない。
 - (i) 公民権情報を備えておかななければならない。
 - (j) 州の基準を遵守しなければならない。
 - (k) 連邦犯罪の被害者を助けるサービスがなくてはならない。
 - (l) VOCAにより資金が提供されているサービスについては被害者に無償で提供しなければならない。
 - (m) 被害者のカウンセラーや被害者に係る調査情報は州並びに連邦法に基づき機密扱いにしておかななければならない。

(4) 支援されている活動

- 直接支援活動として、補償求償申請の援助、裁判所や病院への同行、カウンセリング（電話によるカウンセリングを含む。）、情報提供及び紹介、シェルターサービス、犯罪司法擁護、治療、フォローアップ連絡、危機ホットライン等が挙げ

られる。

- 支援提供者の技能向上のための活動として、支援提供者の研修への出席、支援提供者の監督、被害者を助けるためのコミュニティーの努力を促進するための連合の会合への出席が挙げられる。

2. 財源について

(1) 財源

- ニューヨーク州犯罪被害者委員会補償金の財源は州政府及び連邦政府の資金の組み合わせからなっている。州政府が調達する財源は、罰金、特別課徴金、交通違反に係る過料、囚人による刑務作業に係る収益からの徴収などといった加害者側から徴収したものがほとんどである。

3. 州独自で民間団体に求めている報告について

(1) 報告書の提出

- 各プログラムは業績及び財務報告書を提出するよう義務付けられている。要求されている業績報告書には、犯罪被害者に毎月提供されたサービスの種類と金額を含むことになっている。四半期ごとに、各プログラムはその報告期間中にサービスを受けている被害者の人数、サービスを提供している被害者に係る犯罪の種類、被害者人口に関する特定の人口動態情報、その報告期間中のプログラム活動を象徴するような事象に関する情報を報告する。

また、要求されている財務報告は、四半期ごとの提出期限となっている。これらの報告書により、その報告期間中にVOC A及び州政府の資金がどのように使われたかが示される。

(2) 報告書提出の目的

- すべての報告書は、支援提供者が契約を遵守しているかどうかを判断するのに使われる。業績書類は、プログラムの目標及び目的を評価すると同時に、サービス提供改善のために被害者への支援を評価することにも用いられる。また、報告書は、被害者支援を提供するにあたっての費用の効率性を判断するためにも使用される。これは、サービスをすべての犯罪被害者に対してもっとも費用対効果のよい方法で提供できるようにするためである。

4. 財政的援助以外の援助について

(1) 情報提供

- CVBは様々な形で追加支援を提供している。諮問委員会 (Advisory Council) は、被害者支援提供者がCVBに対しニューヨーク州全体での問題、課題、成功例及び被

害者のニーズを伝えるために義務付けられた討議の場であり、CVBはここでの情報を基にサービス提供を改善するための法案改正や方針変更を提案している。被害者支援・プロバイダーに対して重要な事柄を知らせる必要があるときは、CVBは助成金を受けているすべての被害者支援提供者に対して会報を送付するとともに、関心のある支援提供者のためにこの情報をウェブサイトで公表している。

- CVBは、地域の問題を討議するために集まる地域連合体も支援している。そこにはCVBの代表者が支援と情報を提供するために各地域会合に出席しており、CVBは各事務所（オールバニー、バッファロー、ブルックリン）で補償申請用紙に関する訓練を毎月提供している。この訓練は、毎月第3火曜日に行われており、補償問題に興味のある人であれば誰でも参加できる。CVBは18か月ごとに州全体での訓練会議を後援しており、この会議の場では被害者支援と問題点に関する様々なテーマについて、被害者支援提供者が訓練を受ける機会を提供している。CVBは、州全体の会議が行われるまでの間の18か月間で、重要で関連性のあるタイムリーなテーマについて地域での訓練を提供している。被害者支援プログラム・プロバイダーは助成金を使ってCVBが後援しているものも含めて、どのような訓練にもボランティアを派遣することが認められている。

(2) 自助グループなど被害者自身による活動に対する援助・連携協力

- 被害者支援に関する国民意識を高めたり、CVBの活動を広く知らせるための広報活動を行っている。例えば、病院や警察にチラシを貼ったり、教会に行って話をしたり、新聞に広告を出したりしている。
- CVBは犯罪被害者に対しての自助支援は提供していないが、多くの助成金を受けている支援提供者は被害者のサポート・グループを開催したり促進している。
- 州では他にも被害者支援プログラムがある。ニューヨーク州保健局は、強姦危機センターに特化した資金を運営し、ニューヨーク州家族子供サービス局は、家庭内暴力シェルターやそのサービスを支援し、ニューヨーク州犯罪司法局は、様々な被害者支援・プロバイダーに対して助成金を出している。CVBは独自の支援プログラムを通じて被害者に直接サービスを提供している。サービスの中には、補償申請書の記入の手伝い、権利擁護、情報提供などが含まれている。

4. Safe Horizon

1. 財源について

(1) 財源

- 活動に必要な財源は、大半が政府機関からの援助である。その他の部分は、民間企業からの寄付や財団からの援助で賄っている。民間企業にとっては、新しいプログラム

を援助していること自体が宣伝にもなるが、財団は、そもそも被害者支援団体への援助は州政府がやるべきことだとして、あまり援助したがない傾向にある。

(2) 財源確保のための方策

- 法案についての提言を行うことで、法案が成立した際の活動資金を得られるかもしれないと考えたりしている（例えば、被害者だからといって仕事をクビにできない制度などがそれに当たる。「Safe at Work」ともいう。）。

2. 連携協力について

(1) 関係機関

- ホームページ上に Government Partners として、ニューヨーク市、ニューヨーク州、連邦政府を挙げている。

(2) 連携状況

- 支援プログラムに対する財政的援助を受ける際に、当該プログラムに関係する機関・団体がパートナーとして組むことがある。互いにパートナーとなることで、これまで連携することが困難だった領域・分野の機関・団体との連携が可能になったり、専門性の足りない分野について学ぶことができるようになった。

3. 組織体制について

(1) 職員配置

- 平均して 700 人～800 人のスタッフで構成されている。9.11 直後は、その支援のための援助が政府からなされたので、スタッフが 1,000 人近くになったが、現在は 735 人である。そのうち 519 人が常勤である。それ以外の 216 人は、非常勤であったり、一時的に特定のプログラムに携わっていたりするものである。職業別としては、カウンセラーが 13 人、精神科医が 1 人（非常勤）、ソーシャルワーカーが 19 人、弁護士が 9 人となっており、専門家は 42 人である。

4. 財政的援助以外の援助について

(1) 自助グループなど被害者自身による活動に対する援助・連携協力

- 自助グループに相当するピアグループに携わっているスタッフの一部は被害者である。ピアグループの育成やそこに参加している被害者への支援に携わる上で、スタッフが被害者であることの方がより適切であろうとの観点から、ピアグループを育てていくための後方支援的な活動を行っている。Safe Horizon が処理するケースのうち、約 6 割が DV である。DV はなにか大きな事件にならない限りあまり注目されにくいものであるから、マスコミにその重大性について知ってもらえるような広報が大切だと考える。

5. 支援プログラムの検討、評価における犯罪被害者の声の反映方法について

(1) 意見聴取の方法

- 被害者からの手紙や苦情といったインフォーマルなものはファイルに保存している。かつて警察官に対して、Safe Horizon の活動に対するアンケート調査を行ったことがある。被害者にプログラムレビュー委員会のメンバーになってもらいたいと考えているが、なかなか担い手がいないのが現状である。ホットラインに20秒以内に出ることを決めているが、それがしっかりとできているかとか、Safe Horizon の説明により司法システムが理解できたかとかについて調査したいとは考えている。

第2 イギリス

1 内務省 (Home Office)

1. 被害者基金について

(1) 背景

- 性犯罪被害者は被害が表面化せず、VS でもあまり目を向けられていないため、一般財源とは別に支援することとした。

(2) 財源

- 政府は、2004～2005年に犯罪収益 (proceeds of crime) 400万ポンド (約9億2000万円) を被害者基金の財源とし、108のプロジェクトを支援している。刑罰賦課金 (surcharge) については、ITシステムが構築されていないためまだ収集できていない。
- 加害者は個々の被害者のみならず社会全体に対して迷惑をかけたことについて追加的な課徴金という意味合いで、刑罰賦課金を支払うことになる。
- 通常の罰金は一般会計に入るが、被害者基金は、他の目的で使用されず犯罪被害者支援を行う団体への支援に特化している。今後は、性犯罪被害以外の被害類型を支援する組織にも活用する予定である。

2. 民間団体に対する業績評価等について

(1) 導入に至った背景

- これまでも支援を行った被害者の数や、かかった経費について、6か月おきに把握していたものの、特段業績評価をしておらず、会計監査院 (National Audit) から財政的援助の効果についてチェックするよう勧告が出されたため、2006年4月から取組を始めたところである。

3. 財政的援助以外の援助について

(1) 税制上の優遇措置

- チャリティ財団として優遇措置を受けている以外には、特に優遇措置を設けていない。

2 VS本部 (National Office for Victim Support)

1. 財源について

(1) 財源

- VSの活動資金については、補助金、全国及び地方レベルでの資金集め、公的機関との契約の締結やプロジェクトの共同実施、EU加盟国や生命保険会社との共同調査などで確保している。

(2) 問題点

- 多くの人々がVSをチャリティではなく政府機関の一部と誤解しているため、全国レベルでの資金集めに苦勞することがある。

2. 地方支部への補助金の分配について

(1) 配分方法

- 犯罪発生件数や、警察から連絡を受けた数(事件として立件されないものを含む)等に基づき地方支部に配分している。犯罪類型別には細かく分けて考えてはいない。

3. 地方支部の活動の評価・監視の仕組みについて

(1) 評価・監視の仕組み

- Quality & Standards Inspectionでは、3年おきに検査官を現地派遣してレポートを作成し、理事会の下に置かれているファンディングパネル(内部組織の本部財政部門)に提出する。検査が行われない間は地方支部内で自己評価(150にわたる自己評価項目を本部で作成)を行う。

検査結果が悪いと、ファンディングパネルは支援サービスを向上させるための行動計画の提出を求めるとともに、見直し期間として6か月間、1年間を与えるなど、すぐには経済的制裁を行わない。非常に厳しい方法という人もいるが、支援サービスを組織的にきちんと提供するためには必要である。検査は問題を提示していくことに意味があり、処罰することが目的ではない。

検査官は公募して採用する。検査官のうち2人は一般的な面を、1人は財務的な面を調査する。検査官単独ではなく、刑事司法機関と共同で調査する場合もある。

検査官は、地方支部の活動が全国水準(Victim Support's national standards)を遵守しているか質的な面から検査している。

(2) 地方支部の管理・運営

- 各地方支部の理事会(Board of Trustees)が、各地方支部の運営に責任を有している。各地方支部の管理運営については、全国水準に規定がある。

(4) 今後の取組み

- 今後特に支援を充実させていきたい分野は、DV被害者、人種的偏見に基づく犯罪

(race crime)、性犯罪、傷つきやすくかつ脅えた証人 (vulnerable and intimidated witness)、若年層の被害者である。

第3 フランス

1. 司法省 (Ministere de la Justice)

1. 民間団体に財政的援助を行う際の基準について

(1) 司法省が民間団体に補助を行う基準

- 法律的には控訴院の第一検事長が協定を締結することとされているが、実際には団体政策担当の司法官 (magistrat) が協定に関する事務を担当する。

現在、控訴院と協定を結んでいる 180 団体のうち、司法省が補助を行っているのは 168 団体である。このうち、148 団体が INAVEM の下部組織であり、残りの 20 団体は「市民と司法の連盟」(FEDERATION CITOYENS et JUSTICE 本部はボルドー、活動拠点は 100 程度) の加盟団体である。

「市民と司法の連盟」は、加害者に対する司法上の管理 (検察官による取調べから裁判に出頭するまで) を受ける際の監視を主な活動内容としているが、加盟団体のうち 20 団体が補足的に被害者支援活動を行っているため、補助を行っている。

- 団体内の職業倫理や組織体制がきちんとしていなければならない。
- 先に述べた協定とは別に、3 か年にわたる目標協定を控訴院と締結していること。
目標協定には、控訴院が活動に必要な場所を提供する代わりに、団体は一定のサービスを提供しなければならないといった項目が盛り込まれている。

2. 財政的援助以外の援助について

(1) 関係機関間の調整

- 各控訴院において、困難な状況にある民間支援団体と司法省各部局との橋渡しを行うとともに、管轄内の各民間支援団体が一貫した目的の下、支援活動を行うよう調整を行っている。各民間団体で法的問題が生じた際には、各地域の控訴院に助言を求める場合もある。

(2) 研修

- 好事例の普及と共有の観点から、司法省と INAVEM が共同で研修・フォーラムを開催している。

(3) 税制上の優遇措置

- 税制上の寄付控除は、各団体の規模が小さく控除基準に満たないこと、フランスではそもそも公的活動に対する個人・団体からの寄付が少ないことから、行われていない。

(4) 場所の提供

- 民間団体の中には、地方公共団体から無償で事務所（裁判所、市町村役場）の提供を受けている場合が多い。

3. 民間団体を評価・監視する仕組みについて

(1) 報告書の提出

- 年間 15 万ユーロ（約 2250 万円）以上国から補助を受ける民間団体は、控訴院と協定を締結するとともに、毎年活動・会計報告を提出することとされている。
- 目標協定についても、司法省及び控訴院に毎年及び目標期間終了後に達成状況に関する報告書を提出する必要がある。

(2) 評価・監視の仕組み

- 各団体の評価・監視は、控訴院にいる団体政策担当の司法官が、大審裁判所（控訴院の下級裁判所に相当）から各団体の情報をもらった上で、行っている。支援サービスの質が低下するなど問題が発生した場合には、司法官は改善策を講じて事態を改善するようにしている。また、INAVEM との契約事項の中には、各加盟団体のサービスの質の確保を盛り込んでいる。

2 INAVEM (Insitut National d' Aide aux Victimes Et de Mediation)

1. 組織体制について

(1) 職員配置

- 加盟機関全体の有給職員は約 700 名、ボランティアは約 600 名、予算は約 3000 万ユーロである。うち本部の職員は 25 人である。

(2) 予算

- 予算は約 170 万ユーロとなっている。また、3000 万ユーロのうち 900 万ユーロが司法省からの補助金である。うち本部への補助金は約 100 万ユーロである。

2. 本部と加盟機関との関係について

(1) 財政的援助

- 加盟機関への財政的援助は司法省及び地方公共団体から直接行われ、本部を経由しない。

第4 ドイツ

1 白い環 (Weisser Ring)

1. 財源について

(1) 財源

- 寄付、特に遺言状による寄付の財源に占める割合が大きい(2005年で650万ユーロ)。刑法上の軽犯罪関連の罰金(刑事裁判を停止するための罰金)の配分も受けているが、全体の財源に占める割合は小さい。
- 刑法上の罰金は、区裁判所や検察庁が徴収しており、国庫を経由せずに公益団体に振り込まれる(近年は財政難のため、徴収した罰金の約半分は国庫に入る。)。税務署が非営利団体という証明を行い、かつ、良好な評判を得ていれば、罰金の配分を受けられる。青少年関係団体や赤十字がかなり多額の配分を受けている。

(2) 財源確保のための方策

- 政府から独立して活動できるよう、極力政府から財政的援助を受けないようにしている。しかし、今後、寄付が少なくなって財源が不足すれば、財政的援助を公的機関に求めるかもしれない。

2. 財政的援助以外の援助について

(1) 事務所の提供

- 相談等で決められた時間だけ借りる、イベント等で一室を借りるといった場合はあるものの、恒常的には事務所の貸与・提供を受けていない。家賃を自ら払って事務所を借りるか、一部ではボランティアの家を借りたりしている。ミュンヘン警察本部が相談窓口として場所を貸与している例もあるが、唯一の例外である。

(2) 税制上の優遇措置

- 非営利団体として、白い環の活動については法人税が免除され、白い環に対する寄付については所得税が免除される。

3. 白い環本部と地方支部との関係について

(1) 地方支部を認定する基準

- 地方支部はいずれも本部のイニシアティブの下、設立したものであり、本部から法的に独立した組織ではない。このため、地方支部を認定するような基準はない。

(2) 地方支部への財政的援助

- 2006年上半期で、運営経費として、400の地方支部(AuBenstelle)に50万ユーロ、

18 の州レベルの活動拠点 (Landesburos) に 70 万ユーロの計 120 万ユーロを支出している。1 支部当たり平均 1200 ユーロの運営資金が支出されるが、交通費や通信費などのコストや支援の対象となる被害者の数によって異なってくる。

- 地方支部の運営経費のうち、交通費、通信費の占める割合がほとんどである。人件費も研修費程度しかかからない。被害者宅かボランティア宅で支援活動を行う場合が多いので、場所代もほとんどかからない。

(3) 活動に対する監視、評価の仕組み

- 会計規則 (Kassenordnung) に則って適切に支出しているか、各種領収書の金額の合計と各地方支部の支部長名で管理されている銀行口座の残額とが整合しているかといった点から、2 人の監査員 (ボランティア) による内部の会計監査が行われる。このほか外部の会計監査も行われる。
- 貸借対照表等の財務書類については、自主的に公表している。
また、裁判所や検察に対しては、活動内容に関する資料を定期的に提供している。罰金の配分をめぐり他団体との競争もあるので、司法機関に好印象を与える必要がある。

4. 組織体制について

(1) 職員配置

- 80 名の有給スタッフと 3000 人のボランティアで構成される。80 名の有給スタッフのうち、46 名はマインツ本部に、残りは州レベルの活動拠点に 1,2 名ずつ配置される。46 名のうち 3 分の 1 は短時間勤務の正規職員である。
- 地方支部は、通常、ボランティアのコーディネーターの役割も兼ねた支部長と数人のボランティアにより構成される。

